

2026年論文グレードアップ答練
租税法 第5回
訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2026年論文グレードアップ答練(EA/B26218)「租税法」第5回に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不備により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

論文グレードアップ答練 租税法第5回問題 (EU26179)

P10/25 [資料] 8. (1)②

【誤】機械装置F(法定耐用年数7年)は、令和7年4月1日に無償(時価5,000,000円)で譲り受け、次の会計処理を行った。

【正】機械装置F(法定耐用年数7年)は、令和7年4月1日に無償(時価5,000,000円)で譲り受け、**同日 直ちに事業の用に供し**、次の会計処理を行った。

論文グレードアップ答練 租税法第5回解答 (EU26180)

本問機械装置Fにつきまして、「～より事業の用に供した」という指示が抜けており、事業供用日が明示されていない状態になっておりました。訂正前の問題文の場合、機械装置Fの事業供用日について二通りの判断が可能であり、それぞれの解答及び計算過程は次の通りです。

P13/40 (減価償却資産等についての申告調整)

- ① 他に事業供用日を判断できる記載がないため、譲り受けた後直ちに事業の用に供したと判断した場合
機械装置F 3,569,999
- ② そもそも事業の用に供したという記述がないため、事業の用に供していないと判断した場合
機械装置F 4,999,999

① 他に事業供用日を判断できる記載がないため、譲り受けた後直ちに事業の用に供したと判断した場合

(2) 機械装置F ① 償却限度額 (定率法・7年) イ 調整前償却額 $(1+4,999,999) \times 0.286 = 1,430,000$ ロ 償却保証額 $(1+4,999,999) \times 0.08680 = 434,000$ ハ $イ > ロ \therefore イ \times \frac{12}{12} = 1,430,000$ ② 償却超過額 $4,999,999 - ① = 3,569,999$ (加・留)	B 3,569,999 (加)
---	--------------------------------------

② そもそも事業の用に供したという記述がないため、事業の用に供していないと判断した場合

(2) 機械装置F ① 償却限度額 (定率法・7年) 事業の用に供していない $\therefore 0$ ② 償却超過額 $4,999,999 - ① = 4,999,999$ (加・留)	B 4,999,999 (加)
---	--------------------------------------

※本問解説は①の場合を想定して制作されているため、問題の訂正については①を基に修正しております。
 なお、採点は①②ともに正解とさせていただきます。

～次のページへ～

P15/40 問題4 [問] 2. 控除対象仕入税額の金額

【誤】 2,798,496

【正】 3,097,224

P39/40 [問] 2. 計算過程

【誤】

(3) 返還等対価に係る税額 商品594,000 × $\frac{100}{110} = \underline{540,000}$	B	<u>2,798,496</u>
(4) 控除対象仕入税額 ① みなし仕入れ率 60% (問題文の指示より) ② 仕入税額控除 (2) - (3) × 60% = <u>2,798,496</u>		
【参考】 差引税額 (2) - (3) - (4) = <u>1,865,664</u> → <u>1,865,600</u> (百円未満切捨て)		

【正】

(3) 返還等対価に係る税額 商品594,000 × $\frac{7.8}{110} = \underline{42,120}$	B	<u>3,097,224</u>
(4) 控除対象仕入税額 ① みなし仕入れ率 60% (問題文の指示より) ② 仕入税額控除 (2) - (3) × 60% = <u>3,097,224</u>		
【参考】 差引税額 (2) - (3) - (4) = <u>2,064,816</u> → <u>2,064,800</u> (百円未満切捨て)		